

指定封筒の作成について（指定封筒作成案内）

本入札は郵便入札にて行います。入札書の発送については、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第3条に基づく指定封筒（以下、「指定封筒」）で発送することとなっておりますので、指定封筒を作成した上で入札書を発送してください。

指定封筒の作成にあたっては、指定封筒の様式を印刷し、「長形3号」の封筒に糊付けして作成してください。様式を任意の「長形3号」の封筒に手書き等で必要事項を記入して指定封筒を作成していただいても構いません。

なお、指定封筒への押印が必要になります。下記を参照し、登録印（実印又は使用印）を必ず3箇所に押印してください。

（参考）和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱 別紙1

別紙1（第3条関係）

指定封筒（表）

①	一般書留の配達日指定郵便
②	簡易書留の配達日指定郵便
③	一般書留の配達時間指定郵便(午前8時～正午)

※上記のいずれかの方法で郵送してください

郵便入札書
は、封筒に入れ
て送るものと
して送るものと
があります。

行

入 札 書 等 在 中

指定封筒（裏）

	配達指定日	年	月	日
	入 札 日	年	月	日
	件 名			

割
印

割
印

割
印

差 出 人	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	

- ・指定封筒は、入札担当課から配布されたもの、もしくは、同内容を記載したものとする。
- ・使用する封筒は長形3号で内容の見えないものとする。

①	一般書留の配達日指定郵便
②	簡易書留の配達日指定郵便
③	一般書留の配達時間帯指定郵便(午前8時 ～ 正午)

※上記のいずれかの方法で郵送してください

切手貼付欄
郵便局の
窓口へお出
しください。

和泉市役所 福祉部 高齢介護室 行

入 札 書 等 在 中

5
9
4
—
8
5
0
1

上記郵送方法の要件を満たさない場合、その入札は無効となります。

要件を満たさない方法で郵送され、入札が無効となることが見受けられますので、郵送の際は、

要件を満たしているか、十分にご確認をお願いします。

配達指定日	令和 8 年 11 月 10 日
入 札 日	令和 8 年 11 月 11 日
件 名	和泉市電子ポイント事業に係る印刷・封入封緘・発送業務及び申請管理運営等業務委託

割
印

割
印

割
印

差 出 人	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	電 話 番 号	